

ますが、特に三木内閣は社会的公正の是正を重要な課題として、その主要な柱となる福祉政策は格別、充実、強化されなければならぬと信じております。

まず、昨今のきびしい経済情勢の中では、特に生活保護世帯、老人、心身障害者、母子世帯等、経済的に弱い立場にある人々の生活の安定をはかることは重要な問題であり、これらの人々の生活の安定には最善を期する考えであります。さらに国民医療の確保について、医師、看護婦等の確保はもちろんで、僻地医療対策、救急医療センターの整備等を促進するとともに、国民の健康保持、増進のための施策についても積極的に推進してまいり所存であります。このほか厚生行政の課題は山積しておりますが、そのいずれをとりましたも国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、私は冒頭に申し上げたとおり、厚生行政が今日の政治の中心となるべきものであるという信念のもとに、これらの問題に取り組む覚悟であります。何とぞ、皆さまにおかれても私の率直な気持ちをおくみ取りの上、ふなれな者でございますが、絶大な御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 山下政務次官。
○政府委員(山下徳夫君) このたび厚生政務次官を拝命いたしました山下徳夫でございます。厚生行政につきましては経験年数もきわめて浅く、未熟者でございますけれども、ただいま大臣のおこたばにもございまして、幸い三木総理は社会福祉の充実、国民生活の底辺のかさ上げにつきまして非常な御熱意を示しておられますので、その趣旨を体して微力を尽くしたいと存じております。何とぞ、今後ともよろしく御叱正のほどをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。厚生大臣。

○國務大臣(田中正巳君) ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険につきましては、昨年、給付期間の延長、現金給付の引き上げ等の制度の改善をはかったところでありますが、一方、健康保険についても、昨年の法改正により家族療養費の給付割合の引き上げ、高額療養費の支給等大幅な給付改善が実現したところであり、今日においては、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとすることが、緊急の課題となっております。

このため、政府といたしましては、日雇労働者健康保険制度の現在の仕組みを維持しつつ、その内容を健康保険の水準に引き上げる方針のもとに、家族療養費の給付割合の引き上げ、高額療養費の支給、傷病手当金の支給期間の延長等大幅な給付改善を行なうとともに、保険料についても健康保険と均衡のとれたものに改定する等の制度の改善をはかることとした次第であります。

次に、改正案の内容について申し上げます。まず、医療給付の改善につきましては、第一に、昨年の健康保険の改正と同様、家族療養費等の給付割合を五割から七割に引き上げるとともに、高額な医療につきましても、家族療養費等にあわせて高額療養費を支給することとしたしております。

第二に、療養の給付期間及び家族療養費の支給期間を現行三年六ヵ月から五年に延長することとしております。

また、この医療給付の改善にあわせて、初診時一部負担金についても健康保険と均衡のとれたものに改定することとしております。

次に、現金給付の改善につきましては、傷病手当金の支給期間を現行三十日から六ヵ月に延長する等、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、分べん費等について、健康保険の給付に準じたものに改善することとしております。

また、保険料につきましては、今回の大幅な給付の改善に見合せて健康保険と均衡のとれたものとするために、現在賃金日額に応じて第一級五十円から第四級二百円までの四段階とされているものを賃金日額の等級に応じて第一級六十円から第八級六十円までの八段階とすることとしたしております。なお、この改定は、保険料の急激な負担増を避けるため、昭和五十一年度までの間に段階的に行なうこととするともに、賃金日額の低い第一級及び第二級の被保険者負担分については軽減措置を講じております。

最後に、この法律の実施の時期につきましては、昭和五十年一月一日といたしております。以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 原子爆弾被爆者等援護法案を議題とし、発議者浜本万三君から趣旨説明を聴取いたします。浜本君。

○浜本万三君 私は、ただいま議題になりました原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。昭和二十年八月六日、続いて九日、広島、長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪い、両市を焦土と化したのであります。

この原爆による被害は、普通の爆弾と異なり、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別に破壊、殺傷するものであるだけにその威力ははかり知れないものであります。たとえ一命を取りとめた人々も、この世のできごととは思われぬ焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えぬことのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤獨の三重苦にさいなまれながら、今日まで生き続けてきたのであります。

ところが、わが国の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のほか、軍属、準軍属など国との雇用関係または一部特別権力関係にあるものに

限定されてきたのであります。しかし原爆の投下された昭和二十年八月のいわゆる本土決戦の非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原爆による被害について国家責任を放棄する根拠があるではありませんか。

被爆後二十九年間、生き続けてこられた三十余万人の被爆者と死没者の遺族のもうこれ以上待ち切れないという心情を思うにつけ、現行の医療法と特別措置法を乗り越え、国家補償の精神による被爆者等援護法をつくることは、われわれの当然の責務といわねばなりません。

国家補償の原則に立つ、援護法立法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であって、国際法違反の犯罪行為であり、たとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであっても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があるからであります。

まして、われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と放射能によるはかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、世界唯一の被爆国としての日本が恒久平和を口にする資格なしといわなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また終結することの権限と責任が、日本国政府にあったことは明白であるからであります。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、全国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことはまぎれもない事実であります。

今日の世界平和が三十万人余の人柱の上にあることからしても再びこの悲劇を繰り返さないとの決意を国の責任による援護法によって明らかにす

ることは当然のことと言わなければなりません。私どもは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属・準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することとしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため定期年二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行なうことは、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行ない、その医療費は全額国庫負担とすることにいたしましたのであります。

なお、治療並びに手術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせ行ない得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として、月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が、安心して医療を受けることができるよう月額六万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行なうことにしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額最低三十六万円から最高三百万円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるにあたっては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、遺族年金の支給であります。被爆者の遺族に対して、年額五十万円の遺族年金を支給することにいたしましたのであります。

第六は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第七は、弔慰金の支給であります。被爆者の遺族に対して弔慰のため、昭和二十年八月六日にさかのぼって、五十万円の弔慰金を支給することにいたしましたのであります。

第八は、被爆者が死亡した場合は、五万円の葬祭料を、その葬祭を行なう者に対して支給することにしたのであります。

第九は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第十は、原爆孤老、病弱者、小頭症等、その他保護、治療を必要とする者のために、国の責任で、収容・保護施設を設置すること。被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十一は、厚生大臣の諮問機関として原爆被爆者等援護審議会を設け、その審議会上、被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十二は、沖縄における被爆者に対して、昭和三十一年四月から昭和四十一年六月三十日までの間に、原爆に関連する負傷、疾病につき医療を受けた沖縄居住者に対して、十万円を限度とする見舞金を支給することにしたのであります。

第十三は、日本に居住する外国人被爆者に対しては本法を適用することにしたのであります。

第十四は、厚生大臣はすみやかにこの法律に基づく援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならないことにいたしました。

なお、この法律の施行は、昭和五十年四月一日であります。

民の願いにこたえて、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) 以上で両案の趣旨説明は終わりました。

○委員長(山崎昇君) 次に、継続審査要求に関する件についておはかりいたします。

原子爆弾被爆者等援護法案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎昇君) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 時間がございませぬので、簡単に質問を申し上げますので、簡単に要点をひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

まず、この日雇健康保険が一部改正されることになりましたが、その内容が相当前進しておることをお知らせしたいと思ひます。しかしなお、数点にわたりますので御質問を申し上げます。より法案の内容を明らかにしていきたいというふうに思ひます。

まず最初は、基本問題について一、二点質問をいたしましたと思ひます。

昭和四十九年一月三十一日に本改正案を諮問いたしました。

たしました社会保険審議会の答申によりますと「日雇労働者健康保険制度については、制度のあり方、適用範囲、受給要件、財政問題等の懸案が残っている中で、政府は引き続き本制度の改善につき検討を重ねるべきである」というふうな指摘をされております。これに対して大臣は、今後どのように善処されようとしておられるのか、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) 最初に申し上げておきますが、きょうは時間がないそうでございますので、簡潔、的確、誠実に御話を申し上げますが、ややどろもそつけないように聞かせるつもりでございますが、これは客観情勢のしからしむるところでございます。今後は懇切丁寧にやりますが、きょうはきわめてあじけないかとも思ひますが、的確にやります。

今回の法改正は、根本的に健康保険並みの給付をいたしたいという趣旨でございまして苦心をいたし、関係審議会でも一応の評価がされておるのをごいしますが、しかし、いまおっしゃるよう、いろいろと、受給要件の緩和とかあるいは累積収支不足額の処理等の財政問題等いろいろ問題がまだ残されているわけでございまして、これについては今後ひとつ積極的にこれらの解決、前進のために取り組む所存でございます。

○浜本万三君 それでは私のほうも少しテンポを速めまして御質問申し上げます。先ほど大臣から御答弁をいただきましたように、重要な問題がまだ検討を重ねられることになつておりますので、より積極的にひとつ前進させる方法で御検討いただきたいと思ひます。

次の問題は、五人未満の事業所の適用についてお尋ねをいたしたいと思ひます。この問題は、しばしば問題になっておるわけなんです。日雇労働者は多種多様な職場で働いておられますが、政府の資料などを拝見いたしますと、日雇労働者は昭和四十六年の総理府の統計で拝見をしますと、約百七十七万人というふうな言われておるわけでございます。その日雇労働者の皆さ

んは、就労形態によって、日雇い健保であるとかあるいは国保及び健康保険、まあ、いずれかに加入をしておることになっておるわけでありまして。そして日雇い健保加入者が、その資料によりまして約五十二万人というふうに報告をされております。したがって、いろんな就労状況から考えますと、一年間に約七十万人が適用除外にならざるを得ない事情になると思うわけでございます。しかし、何といいたしても、五人未満の事業所に対しては、労働省所管の場合は相当適用範囲が拡大をされておるといふふうに考えられますが、厚生省の場合には、確かに健保の適用事業所でない日雇い健保が適用されないという問題はあるにいたしまして、労働省の場合と若干差があるように思うわけでございます。この点について今後どのように努力をされるのか、大臣のひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) 五人未満事業所の社会保険の適用、これについては、日雇い健康保険の前に健康保険制度そのものにも問題がございます。実は、私共いここに社会労働委員会にずうっとおったところからこの問題が持ち上がったおったんですが、今回大臣に就任をいたしました。さらに責任を持った立場で、その後どうしたんだといっている事務当局に尋ねてみましたら、まあ、やつぱりそれはそれなりになかなかむずかしい問題がありましておるようでございます。しかし、何とかいたしたいものというふうに考えているわけでありまして。

そこで、日雇い健康保険につきましては、何しろ零細な事業所にとめていられる方が非常に多いのでありまして、その事業所数は健保の場合の二倍だといふふうにいわれております。いろいろ事務的にいふと、なかなか簡単ではないようでございます。したがって、できるだけのことをいたしたいというふうに思っております。しかし今日では、厚生省は任意包括制度を使ってやっているようですが、これにも限度があると思われまふ。なお、労働省

のほうは収入をその総報酬制で扱っているというふうな、わがほうより幾らか簡単な面もあるものですから、おくれたのではありませんかと思われまふ。なお、この点については今後ひとつ検討の課題といたしたいと思っております。

○浜本万三君 いずれにいたしまして、就任された大臣はその道の専門家だといふふうに聞いております。ぜひひとつ適用範囲を拡大するよう、今後御努力をいただきたいというふうに思ひます。

次は、日雇い労働者の実態につきまして、二、三伺いたいというふうに思ひます。私が聞きおいたところによりますと、日雇い労働者が就労しながら生活保護を受けておる者が相当あるといふふう聞いておるわけでございます。したがって、日雇い労働者の生活扶助並びに医療扶助の適用状況がどのようになつておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(久次郎君) 生活保護の面で速報をとつておりました。概数はわかるわけでございますが、ただいま御質問のございました日雇いの方々の生活保護の受給状況でございます。四十八年度一ヵ月間に、世帯にいたしまして六十八万四千世帯でございます。そのうち日雇いの労働者の世帯は四・七％の約三万二千世帯となつております。ただ、ただいま御指摘のございました医療扶助あるいは生活扶助その他生活保護上の分類につきましては遺憾ながら統計的な数値をとつておりませんので、ただいま申し上げましたように、全体としての数で把握していると、こういうことでお答えいたしたいと思ひます。

○浜本万三君 また資料がある程度出しましたらお知らせをいただきたいというふうに思ひます。続きまして、最近特に問題になつておる職場であります港湾労働者の場合についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、これも最近の新聞報道などによりますと、就労日数が、規定のいわゆる二ヵ月二十八日未満の日にちが確保できない、こういう状況になつておるといふふうに聞いておるわけ

であります。そういうふうな状態にあるのかどうなのか、特に港湾労働者の場合の状況について実情を伺いたいと思ひます。

○政府委員(北川力夫君) 実情でございますが、最近の私どもの調査によりますと、おも立つた港湾関係のいわゆる港湾登録日雇い労働者の方々の就労日数は、いま御指摘になりましたように、差はございますが、あるいは十一日とか、あるいは九日とか、十二日とか、いわゆる日雇い健保の受給要件を多少満たし得ないというふうな状況のところがあるようにわれわれも承知をいたしております。で、これは東京、横浜、名古屋、大阪、神戸あるいは関門、こういったところについて調べております。四十八年じゅうの実績でございますが、以上のような状況でございます。

○浜本万三君 これは一般的な話になるんですけども、国民皆保険という今日の情勢の中にあるにいたしまして、被保険者でありながら、保険料を納入しておつても就労日数が足りないという、いわゆる受給要件が満たされないという理由で、保険給付が受けられないという事情があるんじゃないかと思ひます。私が調査をした資料によりますと、昭和四十六年から四十七年の一ヵ年間の実態調査によりますと、その率が七・九四％というふうな約八％に近い人がそういう状況にあるというふうな聞いておるわけでありまして。もともと医療保険制度というものが、平素元氣なときに保険料を掛けて、疾病や負傷などの保険事故のときに安んじて給付が受けられるという制度であらうというふうな思ひわけなんでしょうが、そういう状態にもかかわらず七・九四％という給付を受けられない方々があるというの、たいへん問題があるというふうな思ひわけでありまして。その実情と、その救済措置を何か考えられないかということをお尋ねしたいと思ひます。

で、一般的にいふの御質問を要約いたしますと、現在の受給のための要件というふうなものと、ついて何らかの配慮が加えられないかと、こういうことだと思ひます。ただ、この制度は、もともと日々雇用の方々につきまして保険料納付を条件にして制度を仕組んでおるもので、制度全体の公正な運用と申しますか、適正な運用と申しますか、そういう意味合いから、どうしてもこの受給要件設定というところはやらざるを得ないわけでございます。そういう意味合いで、最初からこの受給要件を満たし得ないような方々につきましては、あらかじめ適用除外という制度があることも御承知のとおりでございます。ただ、いま御指摘の問題は、いわば何と申しますか、摩擦的に多少の日数が足りない、そういうものについて何らか補てんする方法がないかということだと思ひます。ただ、この問題につきましては、この保険の根本といたしまして、たとえば十日間あつて、あと四日間だけ一ヵ月のうちで何かの方法で補てんをする、補てんの方法も問題でございますけれども、こういうことをやっていますという、保険の原理・原則からいって、いわば逆選択的な運用になるおそれが多分にあるという点もござい

ますので、私どもはこういう問題はなかなかむずかしい問題だと思つております。で、任意継続的な制度を取り入れてやたらどうかという意見もあるんですが、これもいま申し上げましたような意見にかかわる問題でございますので、いずれも制度の基本的な仕組みである点から考えますと、制度の根幹にかかわる問題でございますから、いろいろ問題はございましてしょうけれども、今後の検討課題として慎重に検討を重ねてまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 いまあなたが答へになったとおり、日雇い健保ははじめないものは初めから適用除外することができるといふことになつておりますから、むしろ、逆に保険者である以上はこの保険給付を受けるということが必要ではないかとい

うふうに思うわけなんでありまして。そういう意味で、私は、特別療養費という制度があるわけなんでありまして、この特別療養費の特別措置を考へる必要がないであらうかというふうに思うわけです。たとえ、一つの考え方なんでもございまして、十枚印紙を張ればたとえ半分の医療給付を受けることができるというように、何か特別の措置を講じて救済をすることができないかというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(北川力夫君) 特別療養費制度は、日雇い健保にたとえば国保から移って加入をされるというときに、受給要件が充足されない間において生ずるブランクを埋めるためにできた制度でございます。いまの御提案も、今後の問題の処理のしかたとして一つの御提案だと思ひますけれども、特別療養費制度というものはたしてなじむかどうか、この点はいまおっしゃった内容的な問題も含めて検討課題ではございましてけれども、どういふふうにやっていくか、制度全般の見直しの際にとつて考えさせていただきます、このように思ひます。

○浜本万三君 お答えのように、保険者である以上は保険給付が受けられるように受給要件を緩和することをなお一そうひとつ御検討いただくことにお願いを申し上げたいと思ひます。

次は、給付の内容につきまして、二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、今回の改正案によりまして、なお健康保険と同じようになつていない点があるのではないかと、このように思われるんですが、それはどういふ点でございましょうか。

○政府委員(北川力夫君) まず、療養の給付期間でございまして、健康保険の場合には、一般的には転帰まで給付いたします。今回は三年半を改めまして五年ということにいたしております。こういう点が一番大きな点でございまして、あと細かい点もあるかもしれませんが、大体そういうところがある点で、あとはもう健保に準じたような形で仕組んでおりますので、ほぼ健保並みに

なつていくように承知をいたしております。

○浜本万三君 育児手当、これが設けてないんですが、その理由を簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。私は、健康保険のほうの育児手当、ミルク代二千円というのは、これは非常に低いという気がしておるわけでございまして、しかし、低いけれどもやっぱり制度としてはあつたほうがよろしいのではないかと、このように思つておるわけでありまして、これが特に日雇いの場合に落ちておる理由について、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(北川力夫君) 育児手当金は、実は、健康保険のほうにおきまして三十六年から現在まで二千円のまま据え置いておるわけでございまして、この問題は、手を触れるといいたしますと、実は、昨年の健康保険の改正の際に当然手を触れるべき問題であつたわけでございまして、ただ、いろいろ関係者の間で申しますか、いろいろな形でこの問題の取り扱いを将来どうすべきか、今後、保険給付としてこういう育児手当金というふうなところで取り扱っていくことが適当であるかどうかという問題がいろいろな角度から検討されておるもので、健康保険法の改正の際にも見送つたわけでございまして、そういう意味合いで、今後は、健康保険も、むしろベシックには健康保険の問題といたしましてこの問題を考えまして、その結論を待って日雇い健保のほうにつきましても手当てをいたしたい、こういうふうにお尋ねしておるわけであります。

○浜本万三君 時間がないので急ぎますが、次は、高額医療費払いの支給要件、あるいは支払い方式について検討してもらいたいという意味で質問したいと思ひますが、今回の改正で自己負担が三万円以上で、しかも同一人が同一月内で、さらに同一医療機関にかつた場合にのみ適用するということになつておるんですが、これは、ちょっと実情に合わない点があるのではないかと、むしろ、同一人が二カ月にわたつても、また、二つ以上の医療機関で治療をしても、また、同一家族

が二人以上の高額医療費の対象になつても救済できるように検討していただきたいというふうに思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) 高額療養費制度、これは発足をしたばかりでございまして、実は制度的にもなかなか未成熟なところがあるわけでございまして、まあ、ずいぶん考へてやつたのですが、やつてみたらこういふ問題が率直に言うところに出てきたわけであります。おっしゃるとおりレセプト一件に限るとかあるいは月をまたがった、今月の末と来月の初めというふうな問題がどうなるかという問題が出てきたのですが、何しろこれはやつとこ始めたばかりのもので、何しろそういう問題が出てきたのであると、こう思つておるところでございまして、これについては事務的になかなかめんどろな点も実はあるわけでありまして、お医者さまなんか言わせると、なかなかそういうことを簡単にやると処理ができないよという御意見もありますけれども、まあ、ごもつともなものでございまして、これで、これは今後のこの制度の充実発展のための重要な課題として検討したいと、こういうふうに思ひます。

○浜本万三君 前向きの答弁いただいたのですが、これは実行していただくには、早急にお願ひしたいと思ひます。

次は、保険財政の問題についてお尋ねをします。まず、日雇い健保の累積赤字というのはいくらになつておるのでしょうか。

○政府委員(山崎嘉夫君) 日雇い健保の累積赤字は昭和四十八年度で千九百五億になります。

○浜本万三君 約二千億ということなんでしょ。約五十二万人で二千億というのはたいへんな赤字になつておるというふうに思ふのです。ところが、健康保険のほうは、昨年の資料によりますと、被保険者の数が千三百三十万人で赤字総額は約三千億円。そういたしますと、健康保険と日雇い

保険との赤字の状況を考へてみますと、累積赤字の内容というものは日雇い健保のほうがさらに深刻な状態になつておるというふうに私は思ひます。そこであります。そうであるならば、当然健保の財政対策を政府は考へられる以前に日雇い健保のほうの赤字対策について十分な検討をされて対処されなければならなかつたと思ふのですが、いまだに放置されたままになつておるわけなんです。これは一体どういふわけなんでしょうか。

○政府委員(北川力夫君) 日雇い健保は二十八年にできたわけでございまして、何ぶんにも低所得者の方々の集団でございまして、しかも疾病は非常に多いと、なかなか保険料を引き上げることがむずかしいということとで三十六年の法改正以来、保険料が二段階制に据え置かれておりました。これを昨年の四十八年健康保険改正の際に日雇い健保改正も行ないまして、とりあえず現行の健保改正前の健保並みの状況に持つていきまして、若干の保険料の改定をお願いをいたしました。ところが、行なつたところではございまして、そういう状況でございまして、今回の改正につきましては、そういう非常に日雇い健保というものが體質的に持つておりますむずかしい状況を越えて一挙に給付内容を健保並みにまで改善をする、こういうこととやるわけでございまして、今後の、いま御指摘になりました財政問題からのサイドでこの問題をどういふふうな処理をするかということにつきましては今後の改正案を御承認願ひますならば、その御承認願ひました後において日雇い健保の財政状況等の推移を見きわめながら検討を続けてまいりたい、かように思つております。

○浜本万三君 いま御指摘のように日雇い労働者の実態から見まして保険料の値上げをいたしましたも赤字財政を埋めるのはおのずからこれは限界があるというふうに思ひます。そこで、どういふ国庫負担を増額する以外に方法がないというふうに思ひます。したがつて、健保のように赤字をたな上げして、そして日雇い健保の財政を確立すべきではないかというふうに思ひます。

が、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。
○国務大臣(田中正巳君) 趣旨においては先生御主張のとおりでございます。

ただ、これについては過去の経緯もこれありまして、また、今後そういったような赤字たな上げをするためには制度的に周辺整備をしなければならぬことがあるというところは先生御案内のとおりでございますので、そういうこと等を含めて、ひとつそういうふうな方向に持っていくべきものというふうな思ひでございますが、若干の時間をかしていただきたいと思います。

○浜本万三君 次に、保険料の問題について簡単に質問を申し上げたいと思ひますが、今度の改正では、五十一年までに段階的に急増をいたしまして、そして、できるだけ保険財政を埋めるような趣旨が考えられるわけなんですけれども、それにいたしまして、上限の第八級というものは、つまり九千五百円以上でございますが、この保険料の日額を六百六十円にされておられるわけなんですけれども、そういったと旧法でいう百三十円と比較いたしますと約五倍一挙に値上げされておられるわけなんです。で、困っていらっしゃる方々が多いと思うのでございますが、さらに五倍も保険料を引き上げるというのはあまりにも急増ではないかというふうに思ひますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(北川力夫君) 確かに御指摘のとおり、保険料がかなり今後上がっていくことは事実でございます。ただ、今回の改正は、先ほど大臣からも申し上げましたように、日雇い健保の給付内容を一挙に政管健保の改正された水準まで引き上げるということでございますので、やはり医療保険としてこれを行っていきまします限りは、負担の面においても健保と均衡のとれた負担というものををお願いしなければならぬ、こういうふうな基本的には考えております。

ただ、実施の過程におきまして、いま仰せのとおり、五十一年という話が出ましたけれども、そういった段階的実施の配慮を行ないますと同時に

に、低位のところにつきましては被保険者負担分を据え置く等の措置を講じまして、できるだけの配慮はしたつもりでございます。そういう意味合いで、確かにふえることはふえますけれども、段階的な実施というふうなことで、反面においては給付が一挙に健保並みになるわけでございますから、その辺の兼ね合いを考えますと、今回お願いいたします改正措置はまずやむを得ないものではないかろうか、このように考えている次第でございます。

○浜本万三君 いずれにいたしましても、賃金日額が二千五百円の人はい今回の改正で二百円にも上がるわけなんですけれども、これを健康保険のような料率換算してみますと千分の八十ということになります。そういったと、十一月から健保が改正されてその料率が千分の七十六というところなんですけれども、それよりもさらに高率であるというふうな思ひますので、やっぱり弱い立場の人を守っていくという三木内閣の性格があるとするならば、今後の改正にあたりましては十分そういう点を配慮して改正をすべきではないかというふうに思ひますので、今後の問題として、特に大臣にお願いをしておきたいと思ひます。

最後に、健康管理体制の問題につきまして二つほど要望申し上げまして、大臣の御答弁があればぜひ前向きな答弁をしてもらいたいと思ひます。

一つは、日雇い労働者の就労の実態から見まして健康管理の必要を痛感いたします。そこで、健康診断などを充実させることができないかということでありまして。

それから第二は、他の社会保険と同様、保険施設について充足整備をする必要があるのではないかと。この点は特に保険制度ができて二十二年たった今日に至るも、全然そういう施設がないというのはいさかやめて遺憾だというふうに思ひます。が、この二つの点について、特に健康管理体制を強化するという立場から大臣の前向きな御答弁を

いただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中正巳君) おっしゃるとおりのこと、よくわかるわけでございますが、率直に申し上げて、日雇い健康保険財政の今日までの状況というものは、そんなことを言うとしかられるかも知れませんが、それどころじゃなかったというものがほんとうのところじゃなかろうかと思われるわけでございますが、ようやく軌道に乗ってまいりましたから、今後財政の状況等勘案いたしまして、そういう方向に進むようにしたいというふうに思ひます。

○浜本万三君 今後の一そのこの制度の充実を期待いたしまして、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

〔委員長退席、理事須原昭二君着席〕

○小平芳平君 日雇い健保の問題点について質問があり、御答弁がございましたが、基本的にこの厚生省の考えは日雇い健保を充実発展させていくという考えなのか、それとも赤字の荷物をかかえて、もうどうにもこうにもならないというふうな考えなのか。どうも大臣が一番最初、三木内閣云々という御発言と、それからいまの日雇い健保に対する個々の問題点に対する御答弁と、あまりにも食い違っているように感じますが、いかがですか。

〔理事須原昭二君退席、委員長着席〕

○国務大臣(田中正巳君) 食い違つてはおりないのでございまして、日雇い健康保険制度は制度的に財政的になかなかむずかしい、苦しい状況にあるというところは、先生御案内のとおりでございますが、なおかつ雄渾な構想でせめても健康保険並みの給付を確保しようということで、実はこういう改正をいたしたわけでございまして、今後これを機軸として、なおこの日雇い健康保険制度のストラクチャーをそのままだにしておいて、何とかこれをひとつもう少し軌道に乗ったものにしようという意欲を持っているわけでございまして。

○小平芳平君 それでは、先ほど来の御答弁について一々取り上げるわけではありませんが、たっ

た一点だけ受給要件について局長は保険の原理、原則などと言って、それで、足りない人はやむを得ないんだ、要するに受給要件がきまつているのだから就労日数の低い人は、病気になる、医者にかかれない、それは保険の原理、原則の上からいって当然だというふうな趣旨の答弁のように伺っておりますが、この場合など、せつなくふだん働いているときには保険料を払っておりますところ、が、突然的に病気になる、突然的に入院するとか、病院へかけ込めばそれはいいでしょうけれども、そうばかり限らないわけでしょう。どうもからだのやまいがよくないといって、しばらく自宅で休養したり、あるいはとにかく一日働けなくなるとか、体力がない。そういうふうなうちに、どうも状態がますます悪いからといって医療機関へ行こうというときには、もうすでに資格がないというふうなことになるわけでしょう。そのままで、それは保険の原理、原則だからあたりまえだというのですか。

○政府委員(北川力夫君) 確かにいま先生のおっしゃいましたとおり、日雇い労働者の方々の就労の形態はまことにバラエティーがあると思ひますのでございまして、いまのように、受給要件を設定いたしております限り、そういったケースも出てくると思ひます。ただ、私が申し上げておりますのは、この制度を仕組みます際に、非常に苦しいとしたのは、何と申しましても事業所を転々としたり日々雇用の実態が変わっていく、それをどうつかまえていくかということになりますと、やはり印紙貼付というふうな形で、しかも事業所を限定してやっていかなければならない。他面、給付の面において今回お願いしておりますような建保並みの給付ということをやっていることとしますと、どうしてもそこを受給要件というものを設定していかざるを得ないと、でございますから、受給要件の緩和という問題もあるわけでございまして、これだけの給付改善の際に、それじゃ受給要件を緩和するかどうかという、なかなかこれはむずかしい問題でございまして、この制度の仕組み

そのものについて関係審議会等からもいろいろ御提言をちょうだいいたしておりますが、根本的にこの問題を洗い直すというふうな際には、私どももそういう問題についてどういう仕組みが一番いいかどうか、これは考えてみなければならぬと思っております。ただ現在の仕組みを維持しながら、とりあえず現行の健康保険制度並みに給付改善をするということになりますと、やはり現在の仕組みの中で受給要件というものを運用していくかざるを得ないと、こういうことで申し上げたわけでございます。いろいろなケースについての、いろいろなケースが生まれてくることについての問題意識は私も十分に持っているつもりでございます。

○国務大臣(田中正巳君) いま保険局長から事務的に説明すると、そういうことになるわけでございますが、これはどうも日雇い健康保険制度にまつわる宿命的な問題は一つでもあるようにございまして、まあ、さつき保険局長が言いました、これをうまくいったしとしますと変な意味の逆選択も起こらないという保証もございませんが、しかし何となくインボランタリーに働けないというふうな人、自分で働きたいのだが健康上の理由、あるいは雇用状況等で、たとえばさつき申した港灣労働者等々でも自分の意にまかせず印紙が貼付できないというお気の毒な状況にあるというふうなものをいささか抜いて、そして受給要件をひとつ何とか満たしてやりたいという気持ちですが、技術的になかなかめんどろな点もありますので、今後ひとつこれは前向きで検討したいと、こういうふうに思います。

○小平芳平君 それでは、前向きに検討ということとはどういうことかよくわかりませんが、結局制度そのものは拡充をしていく、充実させていくということに了解いたします。

それから次に、日雇い健康関係もそうですが、医療制度の抜本改正ということで、厚生省はかねがねいろいろな検討もされ、また社会保障長期計画懇談会でも提言をしておられるようですし、ある

いは第六十八国会には医療基本法案というように形で提案されたこともありましたが、こうした全体的な見通しについてはいまだどういうお考えでおりますか。

○国務大臣(田中正巳君) 医療制度の抜本改正、実はこれが包括する概念が非常に広いわけでございます。いま、ある人は医療保険制度まで含めてお考えになっておられるようですが、そうでなしに狭い意味の医療制度そのものについていろいろと御議論があり、また種々の審議会、懇談会等からも御意見を承っているわけでございます。しかし何分にもどうもいろいろと複雑かつ利害の対決するような問題等も含んでおりますものから、したがってなかなかこれが完全な域に達するということができない、実はまことに遺憾に思っているわけでございます。

先般も政府は昭和四十七年ですか、法律を出したわけでございますが、これは御意見が多くて廃案になってしまったことは先生御案内のとおりでございます。今後、これについて一体どういこうとをやっているのかということでございますが、私自身就任早々で、まだ率直に申し上げて構想が固まっております。ただ、齋藤厚生大臣、長い間おやりになっていた私の前任者でございますが、この方はこの問題についてはややどうもギブアップのような傾向があるように承っております。そこで、部分的に各般の問題を積み上げていく積み上げ方式でやってみようというのを国会で御答弁なさったと聞いております。申すならば、たとえば僻地医療等々についてまずセツトし、その次にこういう問題というふうに積み上げていって、全般を何とかよくしていこうということであるようにございまして、この問題、齋藤さんはそういうことでございまして、私自身どう取り扱つかについてはまだ私としては成案を得ておりませんし、胸の中に固まったものがございせんから、いささしく時間をかけていたきたいというふうに思っております。

なお、共産党を除く野党各党からの共同提案の

この問題についての法律案の出ていることもよく存じておりますので、これらも勘案し、ひとつ構想を固めていきたいというふうに思っております。

○小平芳平君 まあ、就任新しいのでというふうな言われまますと、それ以上ちょっと言いにくいわけですが、そうしてまた、非常に範囲の広い問題であることも、あるいはむしろ少し対立する問題点のあることも承知しておりますが、現状のままいいと、現状がきわめてうまくいっているというふうにもおとりになっていないと思っております。その点ひとつ御検討いただきたいと思います。

次に、今回の改正は政管健保に合わせるということになっておるようですが、現金給付面の最低保障額がもう政管そのものの現金給付面の最低保障額を再検討しなくちゃならないじゃないか。まあ、よくいわれる狂乱物価、あるいは診療報酬の二回にわたる引き上げ、そういう点を考えた場合、現状の最低保障額は成立当初私たちがいろいろ議論をしたわけですが、成立以来、また、経済情勢、社会情勢の大きな変化がきたいまの段階で、政管に合わせるということではないのかどうか、いかがですか。

○政府委員(北川力夫君) 健康保険、日雇い健保を通じまして、現金給付につきまして、非常に、当委員会としても非常な御関心をお持ちであられますこともよく私は存じ上げておりました。先般の健保改正におきましても、現金給付が当委員会御意見をよってさらに改善されたということも承知をいたしております。ただ、今回の改正によつて、日雇い健保全体の財政というのを考えてみますと、先ほどから申し上げたような状況でございます。こういう場合に現在の健保も含めて、さらに一段と現金給付を、最低保障をかさ上げするということはなかなかむずかしい状況でございますので、今回はそこまでは手が及ばなかつたわけでございます。ただ、今後の実態というものは、いろいろまた考えなきゃならぬ点もございまして、財政状況等も勘案しながら、

できるだけ改善をいたしますように努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○小平芳平君 今回の改正に、やるべきだと言っているわけではありませんが、この健保改正のときから情勢が変わってきている。したがって、あの健保改正の水準が現在のままでいいままであるのか、これはもういつかは必ず、いつかはというか、あまり長くはおつておくと、また二倍、三倍というふうな引き上げをしないで、はたらくようになりますし、したがって、現金給付面については、早晚検討する必要があるのは常識だと思っております。それはいかがですか。

○政府委員(北川力夫君) おっしゃるとおり、早かれおそかれこの問題は検討しなければならぬ問題と思っております。そのような方向で今後検討を続けてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 いや、局長、早かれおそかれと言うが、おそくやだめだと言っているわけなんです。(笑)早くやれば一挙に二倍、三倍というふうな引き上げをしなくてもいいように、早くやったほうが実際に合うんじゃないかと言っているわけなんです。それを早くと早かれおそかれと言つて、おそいほうへ流されていきますと、その期間の不公平といえますか、ちょうど値上がりしたとたんの人はいいけれども、それが一年、二年、三年と据え置かれるということは、非常に実情に合わない分岐費、葬祭料ということになるんじゃないか。したがって、これは早く改定の引き上げの準備をすべきじゃないですか。

○政府委員(北川力夫君) おっしゃるとおりでございます。こういう問題については非常に大きなタイムラグを生ずるということは好ましいことじやございません。御提言の趣旨を体しまして十分にひとつ検討を続けてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 大臣いかがですか。

○国務大臣(田中正巳君) 先生おっしゃるとおりだというふうに思います。もっとあけすけに申し上げますと、これは法律事項でございまして、実はこの点だけの法律を出すということになると、なか

なにかたいへんだらうということは、国会議員であるお互いがよくわかっていただけたらだらうと思ひますけれども、とにかく御趣旨の線に沿うて、できるだけ早い機会にやりたいというふうに思つております。

○小平芳平君 それから、先ほどの点について御答弁があつたようですが、日雇い労働者の実態ですね。これはもう総体的に、全体的に日雇い労働者の実態、それは労働者なり他の省でやるべきことだと思ひますが、先ほどの御答弁では、厚生省として日雇い健康保険の被保険者の実態すらあまり把握していないように伺つたのですが、いかがですか。

○政府委員(山崎大君) 日雇労働者健康保険法の被保険者の把握は、実は技術的に非常にむずかしいものですから、毎年というわけにもまいりませんが、昭和四十六年から四十七年にかけて一度大がかりな調査をいたしてございます。

○小平芳平君 そうしますと、先ほどの七・九%ですか、それもそのときの把握なんですね。それで、これで終わりますが私が申し上げたいことは、制度そのものを、財政問題、先ほど、これはもう私は触れませんが、財政問題も含め、あるいは保険料が非常に上がり過ぎるくらい上がるというふうには私は受け取りますけれども、今回そういう改正をなさる、そうして、そういう、赤字財政になるのが当然なんですね、いまの制度そのものは、したがって、日雇い労働者の実態と、それからこの制度を充実していく上に必要なことを早く手がけていただきたいということを申し上げたいわけですね。したがって、中身がよくわからないで、大まかなことで、このくらい給付改善されるのだから、このくらいの保険料を払うのは当然だらうというふうな、大まかな見解でなく、もっと実態の上で、したがって、結果、こういう改正をしていけば、こういうふうな制度そのものが充実していくということが必要だということをお願いいたします。

○国務大臣(田中正巳君) お説のとおりだらうと思ひます。むずかしいことではございますが、事務局をして鋭意調査、実態の把握をするように督促をいたします。

○斎藤タケ子君 それでは日雇労働者健康保険法の一部改正でございますが、これは七十二国会で廃案になりました、全国の日雇い労働者の皆さん方が、何とかして政管健保、健康保険に早く、せめて追いついてもらいたいという強い念願があつたわけでございます。ただいま上程されております本法案につきましては、これはまあ、そこへ追いつくという非常な努力がなされていくという内容が見えますので、基本的にはもちろん賛成ではありますけれども、すでに各委員から指摘をされておりますように、適用の拡大の問題、あるいは受給資格要件の緩和の問題、それから給付内容の改善の問題、保険料がもっと高過ぎるじゃないかというところで、もっと引き下げられないかというふうな、いわゆる保険料の問題、そういう問題等がなお多く残されているというふうに思ひますので、そういうことなので、そういう点で限られた時間でございますから、全面的になかなか触れるわけにはいきませんけれども、そういう点で残されている、早急にやはり改善を要する点についてお伺いをしていきたいというふうに思つてお伺いいたします。特に日雇い健康保険法の目的というのがいわゆる保険給付を行なうことによつて生活の安定に寄与するというふうな法律でも目的が明記をされておるといふ点が他の保険とはやはり趣を異にするという点で、ほんとうに生活の安定に寄与できる内容にどうしていかうかがいすることがきつて重大だというふうなところを考へてお伺いいたします。そこで、まず生活実態の上でなおかつ生活の安定に寄与することが必要だという立場から言いますと、たとえば現在の非常に激しい物価高インフレの中で失対賃金が一日が千八百四十五円ですね。そうしますと二十一日就労して四万円そこそこというふうなことで、これは生活実態から言ひましても世帯構成が平均二・二——二人余りだということになるわけ

ですから、これはまあ、いまの物価高の中で四万円そこそここの給料で、収入で生活をするというのにはもう至難のことだというふうに思ひます。そういう点で三木内閣、新しく登場された三木内閣は社会的公正をなすという点が非常に力説をされておるわけでございます。そこでですね、まず、そういう点で一月月働いてまあ四万円そこそこというふうな、こういう賃金をまず改善するというのが前提でなければ、保険給付が少々よくなったからそれでいいというわけにもいかぬのじゃないかというふうに思ひます。そこで労働省に、これは簡単に聞いておきたいんですけれども、来年度ですね、少なくとも失対賃金を大幅に引き上げるといふことは私は当然だと思ひます。そういふ点について労働省としてはまずどう考へているか、その点をお伺いしたい。

○説明員(守屋孝一君) いま先生御指摘がございましたように、確かに失対賃金、まあ日額が千八百四十五円七十銭でございます。われわれといたしましては来年度に向けてこの失対賃金の引き上げに關し、これは先生御承知のとおりでございますが、失対賃金に關しましては、緊急失対法の規定に基づきまして、一定の賃金決定原則がございまして。しかし、私どもといたしましては、この決定原則の中におきましても極力失対就労者の方々の就労なり、生活の実態をも十分念頭に置きまして適正な賃金水準を確保することができようように努力いたしたい、このように考へております。

○斎藤タケ子君 ぜひそういう前提がなければならぬというふうに思ひます。来年度は大幅な引き上げを、私は日雇い労働者の皆さん方何十万円もよこせと言つてないと思ひます。全国的にせめて一カ月働いて六万円や七万円ぐらいの給料は保障してほしいという要求なんです。そういう点はできるだけ期待に沿えるように、その前提に立つて、これはやはり病気になるか、その保険給付という問題が非常に大事だというふう

に考へるわけです。非常に限られた時間ですから、私は給付内容の改善についてお伺いをしておきたいと思ひますけれども、この保険、日雇い健康保険が一般の健康保険にやうと追いつくんだと、給付内容がそこへそろえられるんだというふうな言われているんですけれども、給付期間の延長、たとえば五年になったと。これは転帰までというものは差があるというだけではなしに、たとえばこういう場合どうなんだろうという問題ですよ。資格要件ができて、そうして、たとえばある疾病で入院をする。二、三カ月たつて別の病気が出た。たとえば最近だつたら、高血圧症で入院をしている。二、三カ月たつて胃かいようが発見された、こういう場合になりますと、高血圧症については受給資格要件があるから治療ができる。ところが、新たに疾病が発見された胃かいようについては日雇い健康保険では適用されないということになります。これは一体どうするんだらうか。その限りでは、胃かいよう、あとで併発症として出てきたあとの疾病については保険が適用されないということになるわけですね。これはどうですか。国民皆保険という限りでは、その点がちよつとぐあいが悪いんじゃないかというふうな思ひます。それじゃあ、高血圧症、先の疾病である高血圧症は日雇い健康保険で、あとの胃かいようについては、それじゃあ新たに国民健康保険に入れるかといつたら、そうもいかぬわけですね。その辺の問題についてはどういうふうにお考へになつておられるか。

○政府委員(北川力夫君) ただいま御指摘になりました問題は、実はこの制度ができて以来の問題点でございます。この制度の基本的な仕組みは、先生も御承知のとおり、健康保険と比較をいたしますと、結論から申し上げますと、健康保険のいわゆる継続給付的な性格を多分に持つておるわけでございます。と申しますのは、日々雇用の方でございますので、毎日毎日資格の得喪が繰り返される、その間にはギャップもできるといふことで、受給というものは資格喪失後に行なわ

れております。したがって、私どもは制度を仕組むときに、やはりこの制度はいま申し上げました健康の継続給付というものを頭に置いてやっつけていかなければならないと、そうでないとしたこの制度が医療保険として立ち行くのはなかなか困難な面もあるわけでございます。そういう意味合いで、いまおっしゃいましたように、健康保険で申しますと資格喪失の際に受けております疾病について給付をするということでございますから、この制度もそういう意味合いでは健康の継続給付にならなつた仕組み、つまり当該疾病についての受給要件の充足を前提にして仕組んでいくわけでございます。

でございますから、これをどうするかという問題は、いま御指摘になつた問題も含めまして、また家族の方々の問題も含めまして、いろいろあるわけでございますが、当初大臣からも申し上げましたように、今回の改正がとにかく現行の仕組みを維持しながらとあえずこの健康保険のレベルまで追いつくということでございますので、そういう意味合いで、私もこの今回のような措置をとつたわけでございますが、いまの問題はまあ今後の問題として慎重に検討をしてまいらなければならぬと思っております。

○省脱タケ子君 これね、保険給付と同じようにというふうに言われておられるけれども、一番同じでないところというのはここだと思ふんですね、日雇い健保の場合にはね。その点では、これは考えなければならぬのは、特に日雇いの皆さん方というのはお年寄りが多いわけですね。そして非常にどちらかというと、貧しい暮らしの中では疾病にかかりやすいという状況があるわけですね。現に、日雇い健保の受診率というのは非常に高いわけですね。そういう点では、当然併発症、続発症というふうなものが出てくるのがこれは当然の皆さんの置かれて健康状態なんです。それが一つしかかれないということになりますと、これはたいへんなんで、それじゃあ、たとえば今度のようにならぬ傷病手当が六カ月延長

されたら、二カ月もらつたけれども次の新たな疾病が発見されたので、それじゃあ、実態はどうなつておるかということですね。次の疾病を治療するために実態を一体どうしているかということですね。まずそれを聞きたいんです。

○政府委員(山高章夫君) ただいまの継続疾病で治療を受けていて、途中で他の疾病を併発した場合の実態でございますか。——その場合につきましては、先般私も調査した中では、その点調査してございませんで、十分に把握してございせん。

○省脱タケ子君 いや、時間がなから詳しく言えないけど、一疾病で日雇い健康保険で入院をし、傷病手当を受けておるといふ人が新たな併発症が出たという場合に、これは自分で自費診療を受けなきゃならぬということになるわけでしょう。自費診療が受けられないということですよ、当然ね。さっきも言うたように、一カ月四万円そこそこの給料で生活したいへんなのに、自費診療を受けられるはずがないわけですね。そうなりますと、日雇い健保を打ち切つて、たとえば生活保護に切りかえるというふうなことになると思ふんですが、そうすると、せっかく掛け金をしておいて傷病手当金が六カ月もらえるという資格があるのに、その資格さえも放棄しなきゃならぬというふうな結果になるわけですね。そういう点で、他の疾病が継続をするという健康状態の上に、他の疾病の支給を受けられないという問題、さらに他の疾病の治療をやるために、打ち切つて生活保護なら生活保護に変えなきゃならぬということになると、高い掛け金を掛けてきておる資格まで放棄しなきゃならぬというのは非常に不合理だと思ふんです。そういう点で、救済する方法を具体的に考えるべきではないかというふうに思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(田中正巳君) いま、省脱先生おっしゃる点については、非常にごもっともな点だらうと思ひます。ただ、いま事務局が説明をしておりますが、日雇い健康保険制度というのは基本的に

に継続給付の理論から出発をいたしておるものでございまして、健康保険の継続給付でも他の併発症みたいなものについては給付をいたしておらないという、これをそのまま持つてくるからという問題が出てくるのだらうと思ひます。健康保険の場合にも問題だらうと思ひますが、特にニードのきびしいこの種の方々にいてこのような制度をこのままにいつまでもしておくと私は適当でないというふうに思ひますので、これについてはひとつ鋭意積極的に検討をいたしたいというふうに思ひます。いろいろな問題、まだ家族の問題等もございまして、この中で一番私は考えられる問題はこれだというふうに思ひます。

○省脱タケ子君 家族の問題も、私が申し上げなくともよくおわかりだと思ふので、そういうことになる、家族の方が皆保険から取り残されるといふ状況に置かれるわけですね、実際には。その点は、国民皆保険の旗じるしを掲げ、施策を進めておられる厚生省としては、これは何とかしなきゃならぬ盲点だと思ふんです。それはひとつ検討して、できるだけ早い機会に前向きに施策を進めてもらへるように、ひとつこれは強く要請をしておきたい。

それから、先ほど資格要件の緩和の御質疑の中で、検討してきたいとおっしゃつたんですけれども、私は特に、たとえば港労働者の方あるいは、日数が足りなくて掛け捨てになるという問題は、日数が足りなくて掛け捨てになるという問題が、いふぶんあるわけですね。同時に、現在のようになつて失業の深刻化の中では、働きたいと思ふけれども、労働者の意思とは別に働けないという状況も生まれてくるというふうな中で、何としても二カ月、二十八日という資格要件をもつと切り下げるというところは考えられないか。せめて二十二日でも切り下げるというふうな形の緩和の方向というのを考えることはできないかどうか、その点について。

○政府委員(北川力夫君) 現在の事態を踏まえてのお尋ねでございますが、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、何ぶんにも受給要件と申しますものはこの制度のきわめて根幹にかかわる問題でございます。また、今回の改正は、給付を一挙に健康並みに上げるという、給付の面では思い切つた改正でございます。そういう意味合いでございまして、受給要件問題はひとつ慎重に検討していただきたい、このように思ひます。

○省脱タケ子君 それから保険料の問題の中で、これもすでに御見解を承りましたけれども、九千五百円という一番上のランクで日額六百六十円の掛け金というのはやはり相当高いと思ふんです。これは高い率については先ほども申し上げた通り述べられましたから、私繰り返しません。そこでそういった点で一つ考えなければならぬのは、そういう賃金日額についての考え方、問題は、たとえば九千五百円というふうな水準の場合には工具とかあるいはその他仕事の道具といふものが持ち込まれていっているわけですね。そういう場合に、これは課税の対象からはずすにすましておられるというふうな税制上の措置の面でも、すでにやられていっている問題なので、そういう点も含めて保険料について、これはまあ直ちに実施しやないです。御検討を進めていかれる、漸進的なというんです、段階的な実施の問題なので、実際に実施の段階までにそういった点の御検討を進められる御意思があるかないか、その点について。

○政府委員(山高章夫君) 労働の対価でない部分には賃金日額としては算定しないというふうなことにきちんとおやりになるわけですね。

○政府委員(山高章夫君) その点、先生のお話のように検討をいたしたいと思つております。

○省脱タケ子君 時間がもうありませんので、私は最後にちょっとお願いをしておきたいと思ひますが、この資格要件の緩和の問題、あるいは受給

内容の改善の問題ですね、先ほど私申し上げましたが、そういった点で一度に法律的に法律改正をやつて、全面的に改正が直ちにできないという場合には、これは運用上すである制度を運用して、少しでも法の精神に合致するような対策、施策を進めるといふようなことを考えられないかどうか。その点、たとえばです、たとえば先ほど申し上げたように、新たな疾病が発生してどうにもならない、せつかく資格があつて傷病手当の受給資格がある、それを打ち切つて生活保護へ行くというふうなことがなくて、たとえば特別療養給付費の制度ですね、支給の制度、そういうふうな十七条の四項の精神をそれに適用してでも運用上の弾力性を持たしていくといふようなことを検討されるかどうか、その点どうですか。これはもうそういうことは全然無関係に、全面的にそういった点を新たに制度化の方向を検討されるのか、あるいは当面そういった運用上の問題についてでも検討するかどうか、そういう点どうですか。

○政府委員(北川力夫君) 先ほどから申し上げておりますとおり、受給要件問題は何ぶんにもこの制度の最も根幹にかかわる問題でございます。したがつて制度の公正な運用といふことをどうやるかということが一つ。それから、いまおっしゃいましたように、さきながら、弾力的な運用はいかにかというところでございますが、弾力的な運用も一歩誤りますと、逆選択を引き起こす、制度を崩壊に導くということもございまして、それは彼此勘案をしながら、先生の御趣旨を十分ひとつ私もかみしめながら、どの運用が一番公正な運用であるか、それから、どういふことをやれば弾力性の限度があるのか、そういうことで十分ひとつその辺は適正な検討を加えてまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 私に与えられました時間きつめて短うございまして、要点的に御質問を申し上げます。私、相当長い間社会保険審議会の委員としてこの審議に参画してきたわけでございますけれども、要約して日雇労働者健康保険法の問題点は四つあると私は思ふのであります。

一つは、五人未満事業所従業員に対する政管健保との関連もございまして、この日雇健保の適用問題の中での国民皆保険の実がはかられていない。この適用範囲を受給要件とも関連づけてどのように拡大していくかというのが一つの大きな課題であらうかと思ひます。この点につきましては、本日、ただいままでの質問も行なわれ、かつ今後、制度の基本に関する問題ではあるが、この問題について積極的、具体的な検討を進めたいという御答弁がございましたので、この点に対する質問は省略をしたと思ひます。ぜひその答弁の趣旨に沿つて検討を促進されたいと要望いたします。

第二の問題点は、給付内容及び水準が他の保険に對比して著しく劣つてゐるというのが第二の大きな問題点でございます。この点に對しましては、本改正案をもつて相当程度の是正が行なわれておりますし、この点は評価いたしますととも、私としましては、今後この種の給付内容、水準の改善は政管健保と時期を合わせて同じ歩調でこれを行なっていくと、政管健保の改正が行なわれてから相当の期日を経過してやつと追いつくと、こういう今回の現象については今後繰り返さないような配慮を求めまして、これまた質問内容から省略したいと思ひます。

そこで、三つ目の現行制度の問題点でございますが、保険料の負担が政管健保に對比して適正なものであるかどうか。また、この日雇健保には失対事業に従事する方々から特殊技能を持つておられる方々、非常に多くの要素を持つて方々がこの日雇健保に一括加入されているわけでございます。それらの収入に應じて日雇健保内の適正負担とバランスがとれているかどうかというところ、三段階に分かれて実施されるわけでございますが、五十年一月一日実施時における第三級のため

りが一体どれぐらいあるのか。五十年四月一日実施時における五級のたまりが一体どれぐらいあるのか。五十年四月一日実施時における八級の占めるウェイトがどのくらいあるのか。これについてお伺いします。

○政府委員(山崎嘉夫君) ただいまの御質問でございますが、五十年一月実施時期の三級のたまりが六九・四%、五十年で五級のたまりが三〇・一%、五十年で八級のたまりが七・三%でございます。

○柄谷道一君 このたまりの状態から相当程度のは正が行なわれているといふことは認識をいたしますが、四条の二に訓示規定として、今後「賃金の水準に著しい変動があつた場合においては、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の区別改定の措置その他の事情を勘案して、速やかに改定の措置が講ぜられるべきものとする。」と、こう記載されているわけでございますが、この実際運用に對して現段階における厚生省の所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(北川力夫君) 先生御承知のとおり、昨年の健康保険法の改正でいま御指摘になりました改正をお願いいたしております日雇労働者健康法の四条の二の第二項の規定に相当する規定を健康保険法上は三条ノ二として入れたわけでございます。したがつて、この改正法案の条項にもございまして、今後の運用といたしましては、この規定の趣旨を踏まえまして、健康保険の標準報酬の改定措置ともこの関連を考慮しながら適切な対応をしまつてまいりたいと思つております。

なお、一言付言をしておきますが、先ほど、この問題も同様でございますけれども、日雇健保の改正が健康保険におかれてゐるというところは御指摘のとおりでございます。今後はなるべくよくおくれなように歩調を合わせてまいりたいと思つてございまして、何ぶんにもこの問題については関係者の方々のほんとうの意味での合意が必要でございまして、そういう意味合いで、私どもは関係者の合意を常に求めながらまいつてまいりました。

たことも含めまして今後の改正に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○柄谷道一君 私はこの賃金日額、等級の区分につきましてはその保険料負担の問題も含めまして日雇労働者の就労の実態といふものを十分に尊重すべきことはこれは当然でございますけれども、一面総合した他の保険との関連、そして日雇健保の適用外部における適正な負担のあり方といふものを忘れてはならないと思つてございまして、こういう意味におきまして、今後の検討の中で十分慎重な配慮が行なわれますことを要望いたしますととも、この改定がおくれまして一挙に五倍も上がるということになりますと、これは現実問題として相当のこれは影響を及ぼすものでございまして、給付の改善を政管に合せて小さくさみにおくれなようにやると同時に、この賃金日額保険料の改定についてもあまり多く長い間ためておいて一挙に改定していくという問題につきましては、これは今後大いに検討を要するのではないかと、こう思ひます。

時間の関係で、累積赤字でございますが、浜本委員の質問に答へられました、四十八年度末千九百五億と発表されましたが、厚生白書によりますと、この千九百五億といふのは保険料収入の約二十七分分に該当することが白書に明記されているわけでございます。しかも、いただきました資料によりますと、四十九年度末ではさらに三百億赤字がふえまして二千二百一億の累積赤字になるであらう、こう発表されております。これはもちろん医療保険の前提条件の問題、財政健全化の問題と大いに関連する問題でございますけれども、私はいつまでもこのような膨大な累積赤字をかかえつつ日雇健保を運営するといふことはきつめて不健全であらうと思ひます。その点につきまして累積赤字のたな上げ及び国庫負担の増額につきまして質問をいたしたいと考えておつたところでございまして、すでに答弁の中にこれはなされたので、その点に對する特段の配慮を強く求めまして私の質問を終わります。

○委員長(山崎昇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○須原昭二君 私は、ただいま可決されました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出をいたします。

案文を朗読いたします。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について実現に努めること。
一、医療保険の前提要件である医療制度の抜本的対策について、早急に具体的な実施計画を樹立すること。

一、五人未満事業所の従業員に対する政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の適用の問題について具体的な方策の樹立に努めること。
一、日雇労働者健康保険の保険給付の受給要件について日雇労働者の就労の実態を勘案し、その緩和措置を検討すること。

一、日雇労働者健康保険の財政状況の推移をみきわめつつ、累積赤字の処理、国庫負担のあり方及び労使負担区分のあり方等財政対策について検討すること。
一、高額療養費の支給要件及び支払方式について、なお検討すること。

一、日雇労働者健康保険の賃金日額の区分のあり方等については、今後十分に検討すること。
右決議する。

以上であります。

○委員長(山崎昇君) ただいま須原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、須原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中厚生大臣。

○国務大臣(田中正二郎君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、今後とも一そう努力をいたしたいと存じます。

○委員長(山崎昇君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎昇君) これより請願の審査を行います。

第一号 国民健康保険の改善強化に関する請願
外五百七十七件を議題といたします。
本委員会に付託されております五百七十八件の請願につきましては、委員長及び理事が協議の結果、第一号 国民健康保険の改善強化に関する請願外四百八十三件は、議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付することを要するものとし、第一五号 雇用保険法の早期成立に関する請願外九十三件は保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

〔参照〕

社会労働委員会付託請願中採択一覧表(四八四件)

第一号、第二号、第四一号、第三六号、第二四六号、第二四七号、第七三三三、第九八〇号、第一一六四号、第一一九四号、第一三三六号、第一三三三三、第一四九五号、第一四九六号、第一六五二号、第一六九四号、第一八六四号、第一九三〇号、第一九三三三、第二〇四九号 国民健康保険の改善強化に関する請願
第一四号、第一三三九号、第一五五五、第一五六号、第二五〇号、第三六四号、第三六五号、第四四一、第四四九号、第五九六号、第五九七号、第五九八号、第五九九号、第六〇〇号、第六〇一、第六〇二、第六〇三、第六〇四、第六〇五、第六〇六、第六〇七、第六〇八、第六〇九、第六一〇、第六一一、第六一二、第六一三、第六一四、第六一五、第六一六、第六一七、第六一八、第六一九、第六二〇、第六二一、第六二二、第六二三、第六二四、第六二五、第六二六、第六二七、第六二八、第六二九、第六三〇、第六三一、第六三二、第六三三、第六三四、第六三五、第六三六、第六三七、第六三八

号、第六三九号、第六四〇号、第六四一号、第六四二、第六四三、第六四四、第六四五、第六四六、第六四七、第六四八、第六四九、第六五〇、第六五一、第六五二、第六五三、第六五四、第六五五、第六五六、第六五七、第六五八、第六五九、第六六〇、第六六一、第六六二、第六六三、第六六四、第六六五、第六六六、第六六七、第六六八、第六六九、第六七〇、第六七一、第六七二、第六七三、第六七四、第六七五、第六七六、第六七七、第六七八、第六七九、第六八〇、第六八一、第六八二、第六八三、第六八四、第六八五、第六八六、第六八七、第六八八、第六八九、第六九〇、第六九一、第六九二、第六九三、第六九四、第六九五、第六九六、第六九七、第六九八、第六九九、第七〇〇、第七〇一、第七〇二、第七〇三、第七〇四、第七〇五、第七〇六、第七〇七、第七〇八、第七〇九、第七一〇、第七一一、第七一二、第七一三、第七一四、第七一五、第七一六、第七一七、第七一八、第七一九、第七二〇、第七二一、第七二二、第七二三、第七二四、第七二五、第七二六、第七二七、第七二八、第七二九、第七三〇、第七三一、第七三二、第七三三、第七三四、第七三五、第七三六、第七三七、第七三八、第七三九、第七四〇、第七四一、第七四二、第七四三、第七四四、第七四五、第七四六、第七四七、第七四八、第七四九、第七五〇、第七五一、第七五二、第七五三、第七五四、第七五五、第七五六、第七五七、第七五八、第七五九、第七六〇、第七六一、第七六二、第七六三、第七六四、第七六五、第七六六、第七六七、第七六八、第七六九、第七七〇、第七七一、第七七二、第七七三、第七七四、第七七五、第七七六、第七七七、第七七八、第七七九、第七八〇、第七八一、第七八二、第七八三、第七八四、第七八五、第七八六、第七八七、第七八八、第七八九、第七九〇、第七九一、第七九二、第七九三、第七九四、第七九五、第七九六、第七九七、第七九八、第七九九、第八〇〇、第八〇一、第八〇二、第八〇三、第八〇四、第八〇五、第八〇六、第八〇七、第八〇八、第八〇九、第八一〇、第八一一、第八一二、第八一三、第八一四、第八一五、第八一六、第八一七、第八一八、第八一九、第八二〇、第八二一、第八二二、第八二三、第八二四、第八二五、第八二六、第八二七、第八二八、第八二九、第八三〇、第八三一、第八三二、第八三三、第八三四、第八三五、第八三六、第八三七、第八三八、第八三九、第八四〇、第八四一、第八四二、第八四三、第八四四、第八四五、第八四六、第八四七、第八四八、第八四九、第八五〇、第八五一、第八五二、第八五三、第八五四、第八五五、第八五六、第八五七、第八五八、第八五九、第八六〇、第八六一、第八六二、第八六三、第八六四、第八六五、第八六六、第八六七、第八六八、第八六九、第八七〇、第八七一、第八七二、第八七三、第八七四、第八七五、第八七六、第八七七、第八七八、第八七九、第八八〇、第八八一、第八八二、第八八三、第八八四、第八八五、第八八六、第八八七、第八八八、第八八九、第八九〇、第八九一、第八九二、第八九三、第八九四、第八九五、第八九六、第八九七、第八九八、第八九九、第九〇〇、第九〇一、第九〇二、第九〇三、第九〇四、第九〇五、第九〇六、第九〇七、第九〇八、第九〇九、第九一〇、第九一一、第九一二、第九一三、第九一四、第九一五、第九一六、第九一七、第九一八、第九一九、第九二〇、第九二一、第九二二、第九二三、第九二四、第九二五、第九二六、第九二七、第九二八、第九二九、第九三〇、第九三一、第九三二、第九三三、第九三四、第九三五、第九三六、第九三七、第九三八、第九三九、第九四〇、第九四一、第九四二、第九四三、第九四四、第九四五、第九四六、第九四七、第九四八、第九四九、第九五〇、第九五一、第九五二、第九五三、第九五四、第九五五、第九五六、第九五七、第九五八、第九五九、第九六〇、第九六一、第九六二、第九六三、第九六四、第九六五、第九六六、第九六七、第九六八、第九六九、第九七〇、第九七一、第九七二、第九七三、第九七四、第九七五、第九七六、第九七七、第九七八、第九七九、第九八〇、第九八一、第九八二、第九八三、第九八四、第九八五、第九八六、第九八七、第九八八、第九八九、第九九〇、第九九一、第九九二、第九九三、第九九四、第九九五、第九九六、第九九七、第九九八、第九九九、一〇〇〇 民間保育事業振興に関する請願

昭和五十年一月十七日印刷

昭和五十年一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局